

「都市再生特別措置法」に基づく 届出制度が始まります。



《届出制度・重要事項説明に関するお知らせ》

運用開始：平成30年3月31日

本庄市立地適正化計画（平成30年3月31日公表）の居住誘導区域外で行う3戸以上の住宅の建築等又は都市機能誘導区域外で行う誘導施設（大規模商業施設等）の建築等の際には、市長への届出が義務づけられています。

また、届出義務に関する規定が「宅地建物取引業法第35条重要事項の説明等」の対象になります。



本庄市マスコット
はにぼん

- 「届出制度」に関するお問い合わせ
本庄市 都市整備部 建築開発課
電話：（直通）0495-25-1140
- 「本庄市立地適正化計画」に関するお問い合わせ
本庄市 都市整備部 都市計画課
電話：（直通）0495-25-1136



《届出制度の概要》

1 趣 旨

誘導区域外における住宅等の開発・建築等行為や誘導施設（大規模商業施設等）の整備の動きを市が把握するとともに誘導施策に関する情報提供等を目的にしています。

2 運用開始日 平成30年3月31日

都市再生特別措置法第81条第15項の規定に基づき、本庄市立地適正化計画を公表する日から必要になります。

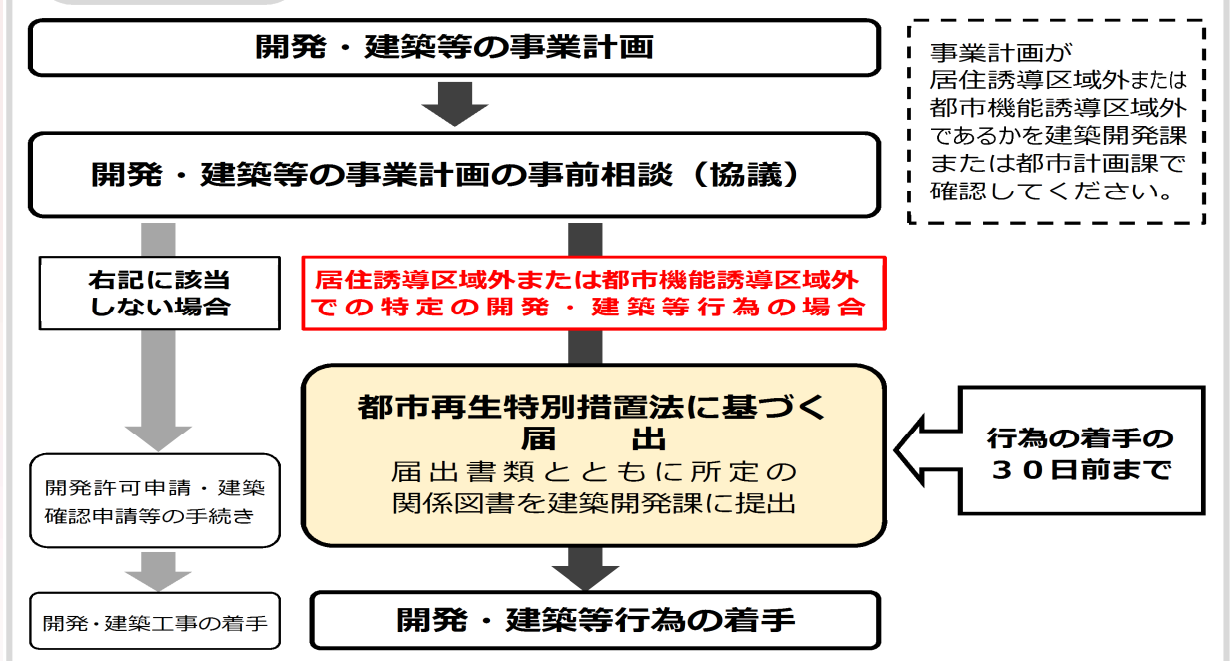
3 届出窓口 本庄市 建築開発課（本庄市役所2階）

4 届出期限 着手する日の30日前まで

（都市再生特別措置法第88条・第108条）

5 手続きの流れ

届出の流れ



6 提出書類等

誘導区域や届出様式等の詳しい内容は「都市再生特別措置法に基づく届出制度の手引き」をご覧ください。

